

○厚生労働省告示第二号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第三無機薬品及び有機薬品の項第三十二号の規定は、平成二十五年一月十九日から適用する。

平成二十五年一月十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第一第十六号ただし書中「ちつ臙劑」を「ちつ臙カンジダ治療薬」に改める。

別表第二中第二百六十三号を第二百九十四号とし、第二百六十号から第二百六十二号までを三十一号ずつ繰り下げ、第二百五十九号を第二百八十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百九十 りょうけい 苓桂味甘湯

別表第二中第二百五十八号を第二百八十八号とし、第二百五十七号を第二百八十七号とし、第二百五十六号を第二百八十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百八十六 りょう 苓甘姜味辛夏仁湯

別表第二中第二百五十五号を第二百八十四号とし、第二百五十一号から第二百五十四号までを二十

九号ずつ繰り下げ、第二百五十号を第二百七十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百七十九 薏苡よぐい附子ぶ敗醬しやう散

別表第二中第二百四十九号を第二百七十七号とし、第二百四十八号を第二百七十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百七十六 木防已湯

別表第二中第二百四十七号を第二百七十四号とし、第二百四十二号から第二百四十六号までを二十七号ずつ繰り下げ、第二百四十一号を第二百六十五号とし、同号の次に次の三号を加える。

二百六十六 補陽還五湯

二百六十七 奔豚湯（金匱きんぎ要略）

二百六十八 奔豚湯（肘後方ちゆうこう）

別表第二中第二百四十号を第二百六十四号とし、第二百三十四号から第二百三十九号までを二十四号ずつ繰り下げ、第二百三十三号を第二百五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百五十七 扶脾ひ生脈散

別表第二中第二百三十二号を第二百五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百五十五 附子ぶ粳米湯かう

別表第二中第二百三十一号を第二百五十三号とし、第二百三十号を第二百五十一号とし、同号の次に

に次の一号を加える。

二百五十二 茯苓杏仁甘草湯

別表第二中第二百二十九号を第二百五十号とし、第二百二十三号から第二百二十八号までを二十一号ずつ繰り下げ、第二百二十二号を第二百四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百四十三 白朮附子湯

別表第二中第二百二十一号を第二百四十一号とし、第二百二十号を第二百三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百四十 半夏散及湯

別表第二中第二百十九号を第二百三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百三十八 八味疝氣方

別表第二中第二百十八号を第二百三十六号とし、第二百十九号から第二百十七号までを十八号ずつ繰り下げ、第二百十八号を第二百九十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九十六 大防風湯

別表第二中第二百七十七号を第二百九十四号とし、第二百七十四号から第二百七十六号までを十七号ずつ繰り下げ、第二百七十三号を第二百八十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九十 大黃附子湯

別表第二中第七十二号を第八十八号とし、第六十九号から第七十一号までを十六号ずつ繰り下げ、第六十八号を第八十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八十四 喘四君子湯

別表第二中第六十七号を第八十二号とし、第六十六号を第八十一号とし、第六十五号を第七十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八十 洗肝明目湯

別表第二中第六十四号を第七十八号とし、第五十二号から第六十三号までを十四号ずつ繰り下げ、第五十一号を第六十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十五 神仙太乙膏

別表第二第二百五十号中「秦艽羌活湯」を「秦艽羌活湯」に改め、同号を同表第六十三号とし、同表中第二百十号から第四十九号までを十三号ずつ繰り下げ、第一百十九号を第三十号とし、同号の次に次の二号を加える。

百三十一 梔子豉湯

百三十二 梔子柏皮湯

別表第二中第一百十八号を第二百二十九号とし、第九十八号から第一百七号までを十一号ずつ繰り下げ、第九十七号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百人 柴胡枳桔湯

別表第二中第九十六号を第百五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六 柴梗半夏湯

別表第二中第九十五号を第百二号とし、同号の次に次の二号を加える。

百三 柴葛解肌湯

百四 柴葛湯加川芎辛夷

別表第二中第九十四号を第百一号とし、第八十号から第九十三号までを七号ずつ繰り下げ、第七十九号を第八十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十六 外台四物湯加味

別表第二中第七十八号を第八十四号とし、第四十二号から第七十七号までを六号ずつ繰り下げ、第四十一号を第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

第四十七 甘草附子湯

別表第二中第四十号を第四十五号とし、第三十九号を第四十四号とし、第三十八号を四十三号とし、第三十七号を第四十号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十一 栝楼薤白湯

四十二 栝楼薤白白酒湯

別表第二中第三十六号を第三十九号とし、第二十五号から第三十五号までを三号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十六 加減涼膈散（浅田）

二十七 加減涼膈散（龔廷賢）

別表第二中第二十三号を第二十四号とし、第八号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 烏苓通氣散

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百五十一号を第二百五十二号とし、第二百十六号から第二百五十号までを一号ずつ繰り下げ、第二百五号ただし書中「膾劑」を「膾カンジダ治療薬」に改め、同号を同項第二百十六号とし、同項中第三十二号から第二百十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二 エメダスチン